



いおりの地域づくり みらい戦略

2021 (令和3) 年3月

いおりのみらいワークショップ

はじめに


長野市中条御山里の伊折区では、国土交通省さんからの声かけにより、2019（平成 31）年1月から 2021（令和3）年3月にかけて計6回のワークショップを開催し、10年後の地域の姿を描きながら、将来の土地利用や管理のあり方について、各回の参加者が議論を積み重ねてきました。

本書は、これまでの検討成果を『いおりの地域づくりみらい戦略』としてとりまとめたものです。

私たちは、ここに定めた地域づくりの目的や取組の方針、具体的な取組内容やルールを地域に関わるすべての方々と共有し、伊折のよさを未来に引き継いでいきたいと考えています。

～いおりのみらいワークショップの検討経過～

2018（平成30）年度

- 
- 1/20 第1回ワークショップ
 - ・地域の将来を想像する
 - 2/10 第2回ワークショップ
 - ・将来も維持していきたい場所を描く
 - 3/10 第3回ワークショップ
 - ・将来的に維持できない場所について考える
 - ・地域の土地利用の方向性について考える

2019（平成31・令和元）年度

- 6/22 第4回ワークショップ
 - ・地域で選択した土地の使い方を地図上で見える化する
 - ・地域管理構想図の実現に向けた実施主体について考える
- 1/26 第5回ワークショップ
 - ・10年後を見据え、地域づくりの計画を考える

2020（令和2）年度

- 3/13 第6回ワークショップ
 - ・地域づくりの取組やルールの内容を具体化し、これまでの成果を『いおりの地域づくりみらい戦略』（案）としてまとめる
- 3/28 伊折区総会
 - ・『いおりの地域づくりみらい戦略』（案）の内容を報告

目 次

1. 地域の現状と将来予測	1
2. 10年後に目指す地域の姿	4
3. 地域づくりの目的と取組方針	7
4. 地域づくりの取組とルール	9
5. 取組の実施体制	11

1. 地域の現状と将来予測 ～全戸調査&ワークショップ～

第1回ワークショップでは、空中写真や地形図を用いて、地区内の土地利用（森林、農地、宅地など）の現状を把握し、みんなで共有しました。

とくに農地については、400区画以上ある地区内の農地を地図上に落とし込み、全戸調査で、耕作の有無や耕作者の年齢、後継者の有無などの現状を区画ごとに把握し、ワークショップで情報を補足して、農地の現状の見える化や耕作者年齢による10年後の予測を行いました。宅地については、ワークショップで建物ごとに地図上での状況確認を行い、空き家などの発生状況等を把握しました。

(1) 森林

地区内には、農地や集落を取り囲むように民有林（一部保安林）が広く分布しています。かつては植林が盛んで、農地にもスギなどが植えられましたが、林業の衰退で、植林後50年以上経過したいまは、ほとんど手入れがされていません。また、人の手の入らなくなった林内のクリやコナラなどの広葉樹には、それらの実を好んで食べるクマやイノシシが棲みつき、農作物に被害を及ぼす状況も生まれています。

森林は、所有者が自己の所有範囲すら正確に把握できなくなりつつあるのが現状で、荒廃農地が森林化した場所もあり、将来的にも放置される懸念が高まっています。

(2) 農地

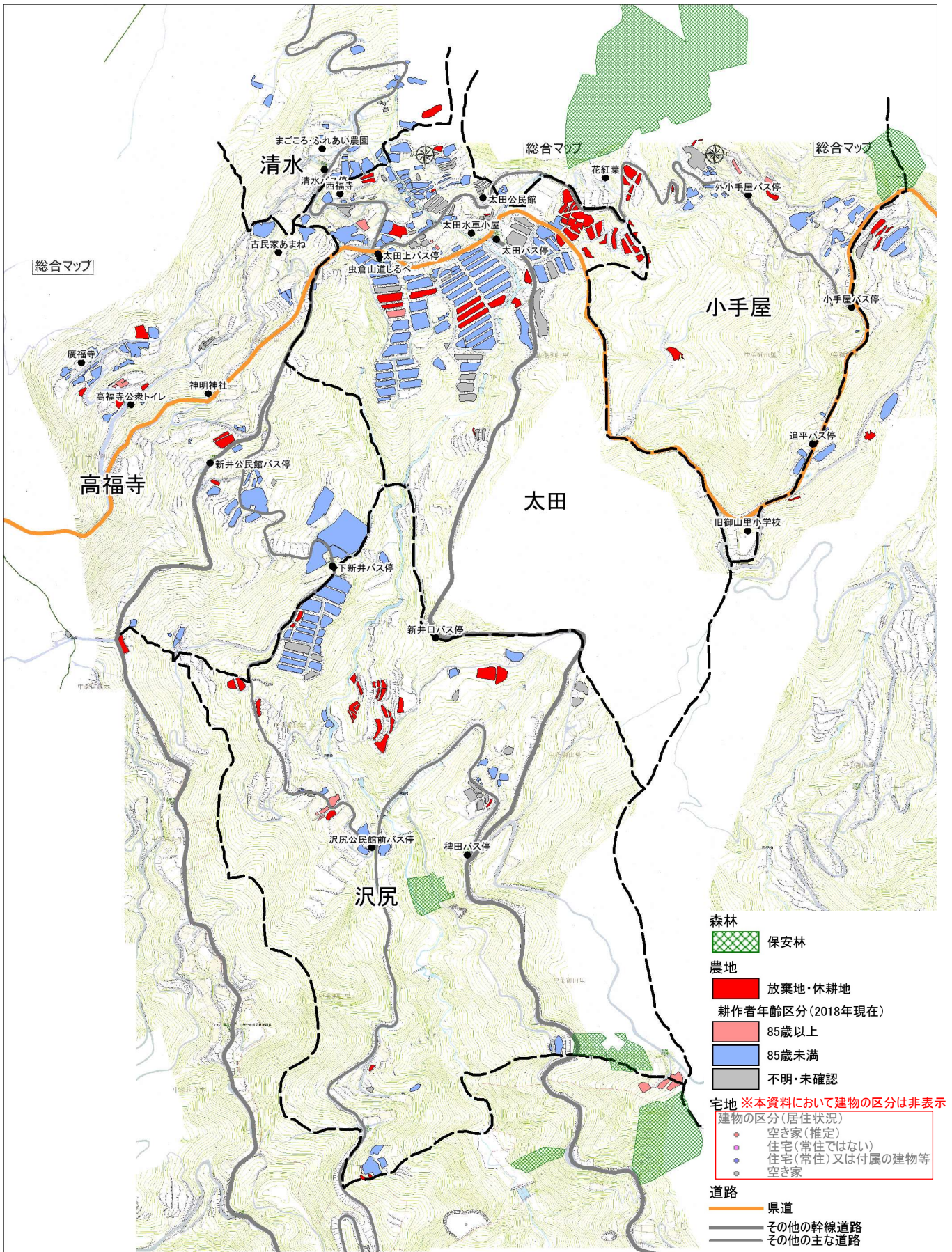
地区内の農地は主には水田と畑で、ほとんどが急傾斜の条件不利地にあるため、耕作放棄され、すでに荒廃化（森林化）してしまった農地も数多くあります。また、圃場整備された場所でも、耕作放棄地や休耕地が見られます。

耕作者の年齢をみると、現状では85歳未満の農地が多いものの、10年後には85歳以上になる農地が増え、そのなかには後継者のいない農地もあるため、いまある農地をそのまま持続的に維持管理していくのは危うい状況にあります。

(3) 宅地

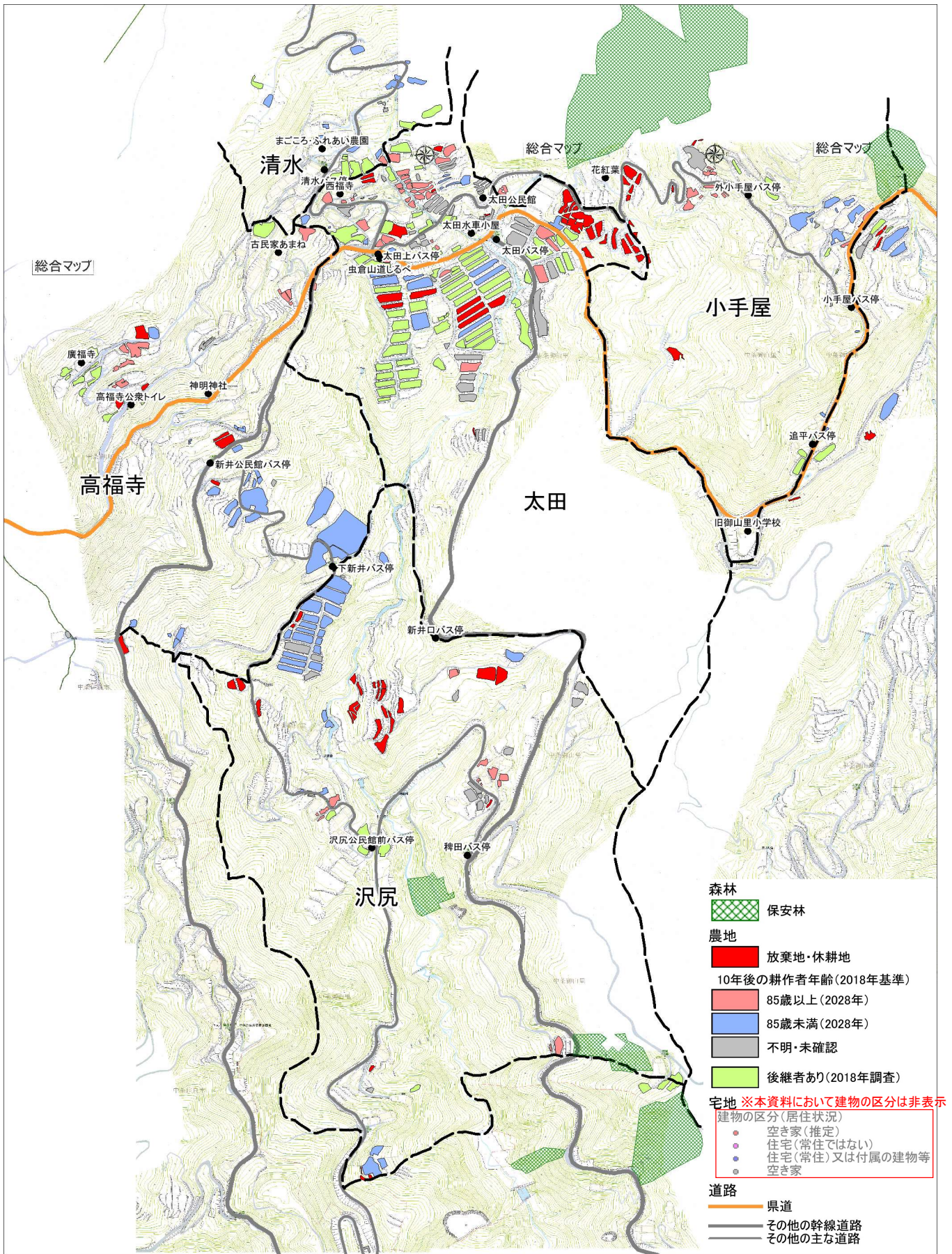
地区内にはすでに空き家になっている住宅が複数あります。また、居住者が常住していない住宅も散見されます。農地の耕作者の年齢や後継者の状況をみる限り、このままいくと、将来的には確実に空き家の数が増えていくことが予測されます。

住宅以外の宅地では、地区の北西部にある廣福寺は、住民の心の拠り所としてとくに重要な場所となっています。同様に、ワークショップの会場として利用した太田公民館も、住民が集う重要な施設です。また、棚田100選の枋倉の棚田を見下ろす場所に位置する水車小屋は、地域の重要な景観資源と捉えることができます。こうした地域共有の場所や施設の維持管理のあり方も将来的に考えていく必要があります。



※全戸調査(2018年)及び第1回ワークショップの成果

伊折区の土地利用の現況(2018年)と現在(2018年)の農地の耕作者年齢区分



※全戸調査(2018年)及び第1回ワークショップの成果

伊折区の土地利用の現況(2018年)と10年後(2028年)の農地の耕作者年齢

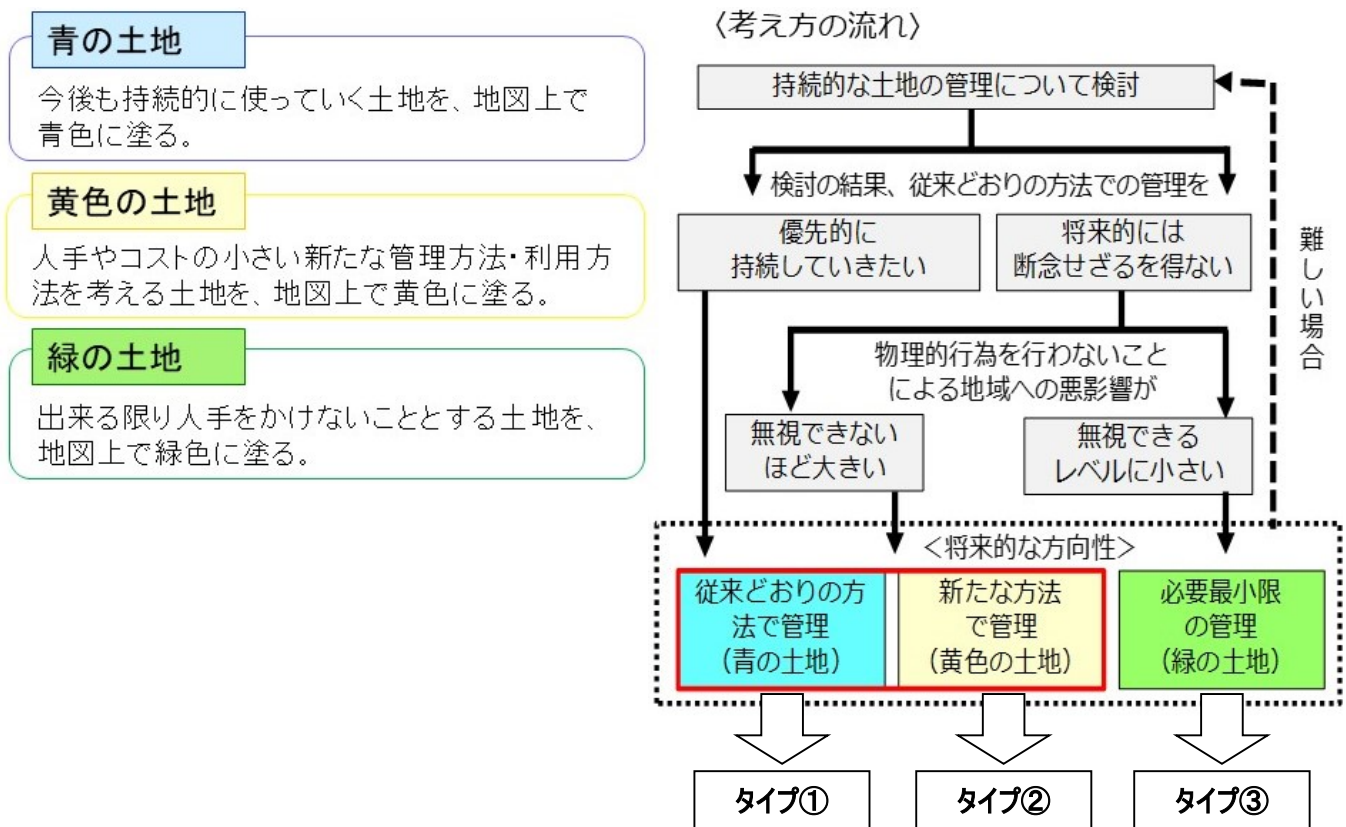
2. 10年後に目指す姿 ～地域管理構想図～

地区の現況と将来予測をふまえて、10年後に目指す地域の姿として、土地利用・管理の方向性を示した「地域管理構想図」を作成しました。

(1) 図面作成の考え方

地域管理構想図は、下記の考え方に沿って、土地を3色に塗り分けて、土地利用・管理の方向性を3タイプ（①～③）に分けて示しました。

なお、今後取り組みを考える優先度としては、将来的に従来どおりの方法で管理することが危うい状況を念頭におくと、タイプ①、タイプ②、タイプ③の順になります。

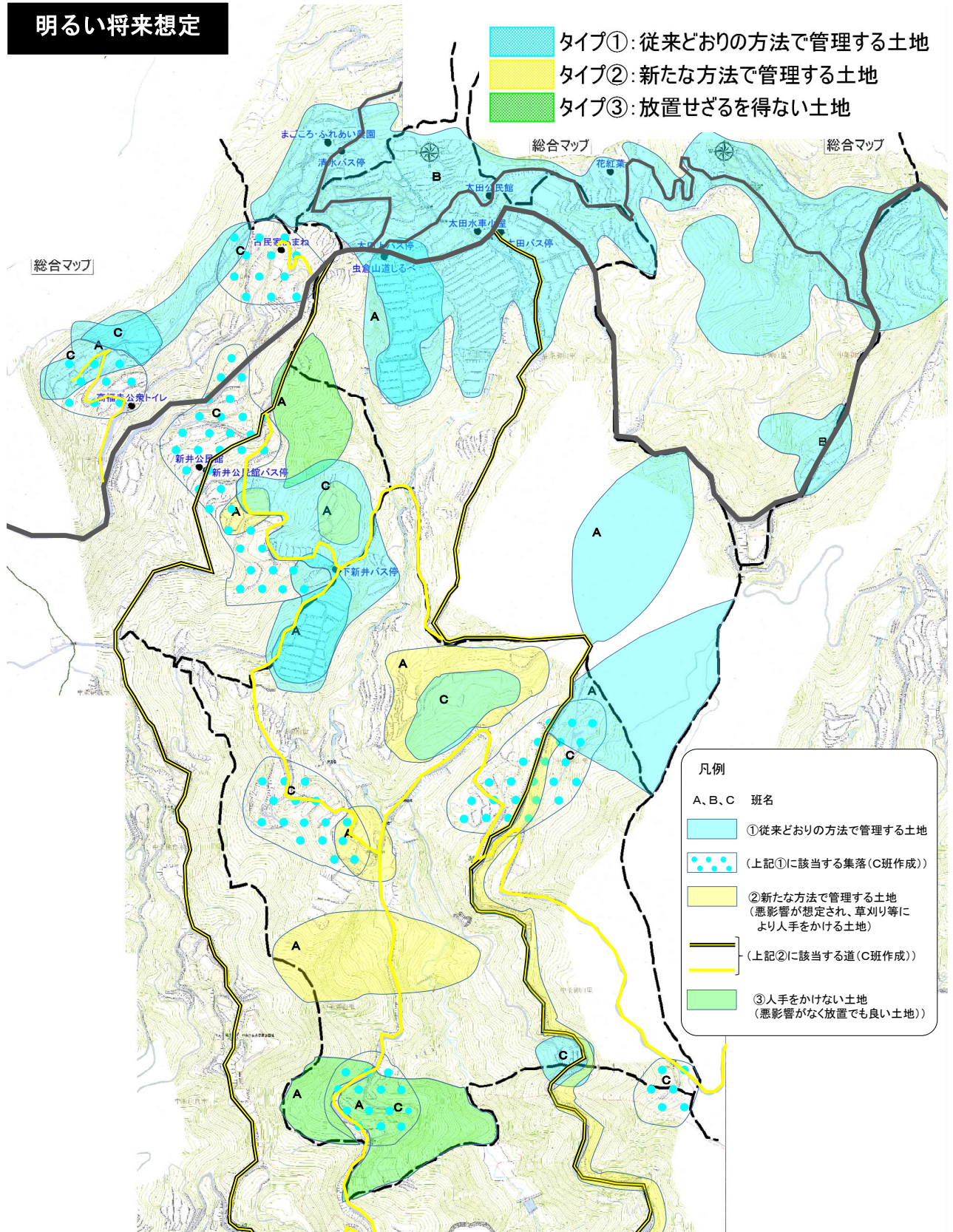


地域管理構想図のタイプ分け（色分け）の考え方

(2) 2種類の作成図面の意味

ここでは、移住者や区外に出た子供たちなど新たな担い手が確保されることを想定した地域の姿（明るい将来）（P5 ページ）と、現状の推移で想定した地域の姿（現実的な将来）（P6 ページ）をそれぞれ図化しました。

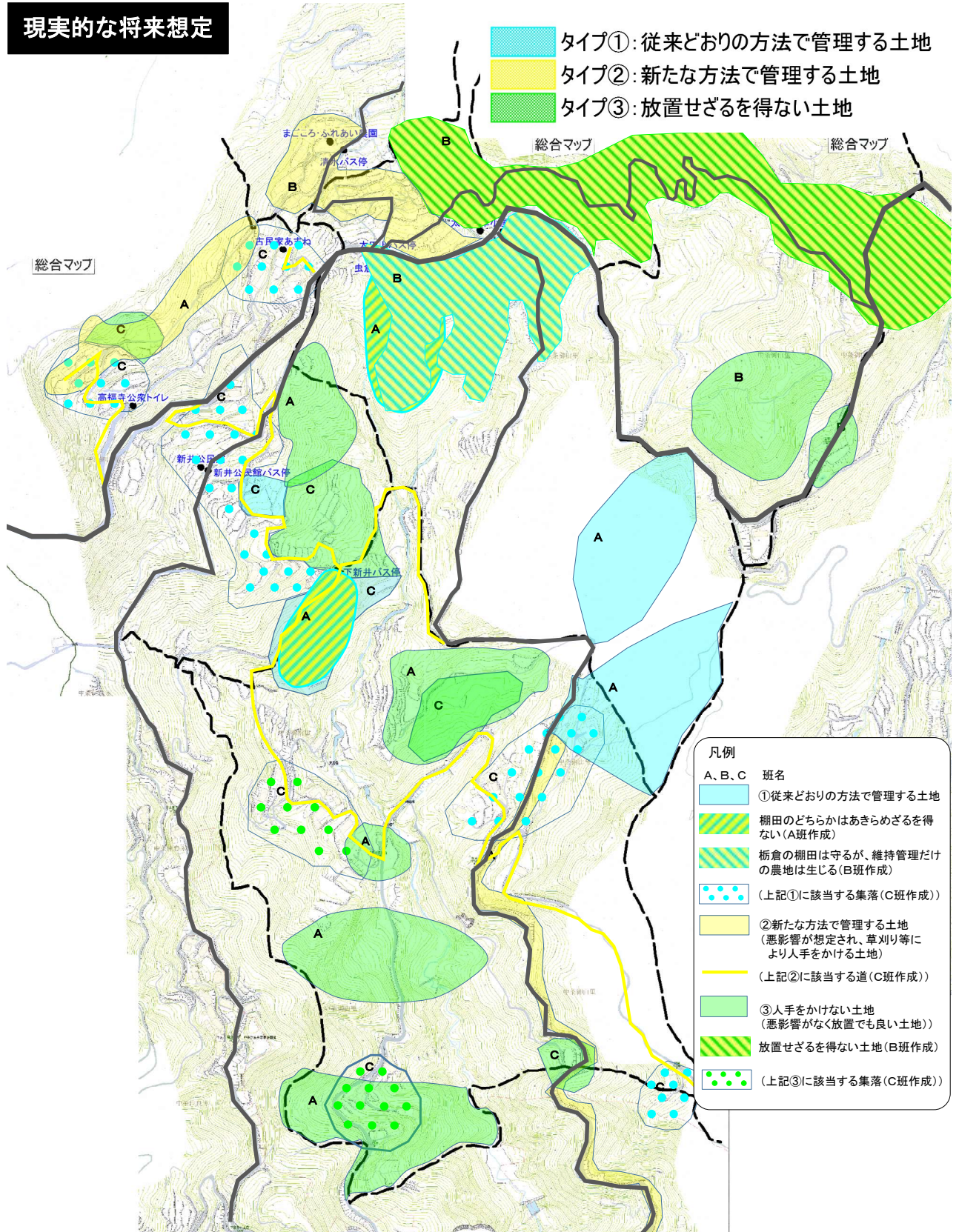
明るい将来想定



※第2～4回のワークショップ

明るい将来を想定した地域管理構想図

現実的な将来想定



※第2～4回のワークショップ

現実的な将来を想定した地域管理構想図

3. 地域づくりの目的と取組方針

(1) 地域づくりの目的

将来の想定図を検討するなかで、そもそも何のために地域全体のことを考えるのか、参加者それぞれが思いを語り合うなかで、以下の思いに至りました。

伊折の景観をみんなで守り、次代に残す

この思いを、地域づくりの目的としてみんなで共有し、今後の地域での暮らし方、地域への関わり方を考え、この目的を果たすために有効な取組を見出し、実践していきたいと思います。

(2) 地域づくりの取組方針

地域づくりの具体的な取組の検討・実践に際し、基本的な考え方として、以下5つの方針を定めます。

方針1 継続的に“楽しく”取り組む

過去の取組の失敗や反省も活かしつつ、楽しむことを考え、小さな成功体験を積み上げながら、継続的に取り組みましょう。

方針2 地域外の住民を巻き込む

この地を故郷にもつ住民や、都市住民など地域外の住民を上手に巻き込み、外からの目線や力を活かしましょう。

方針3 公民の組織の力を活かす

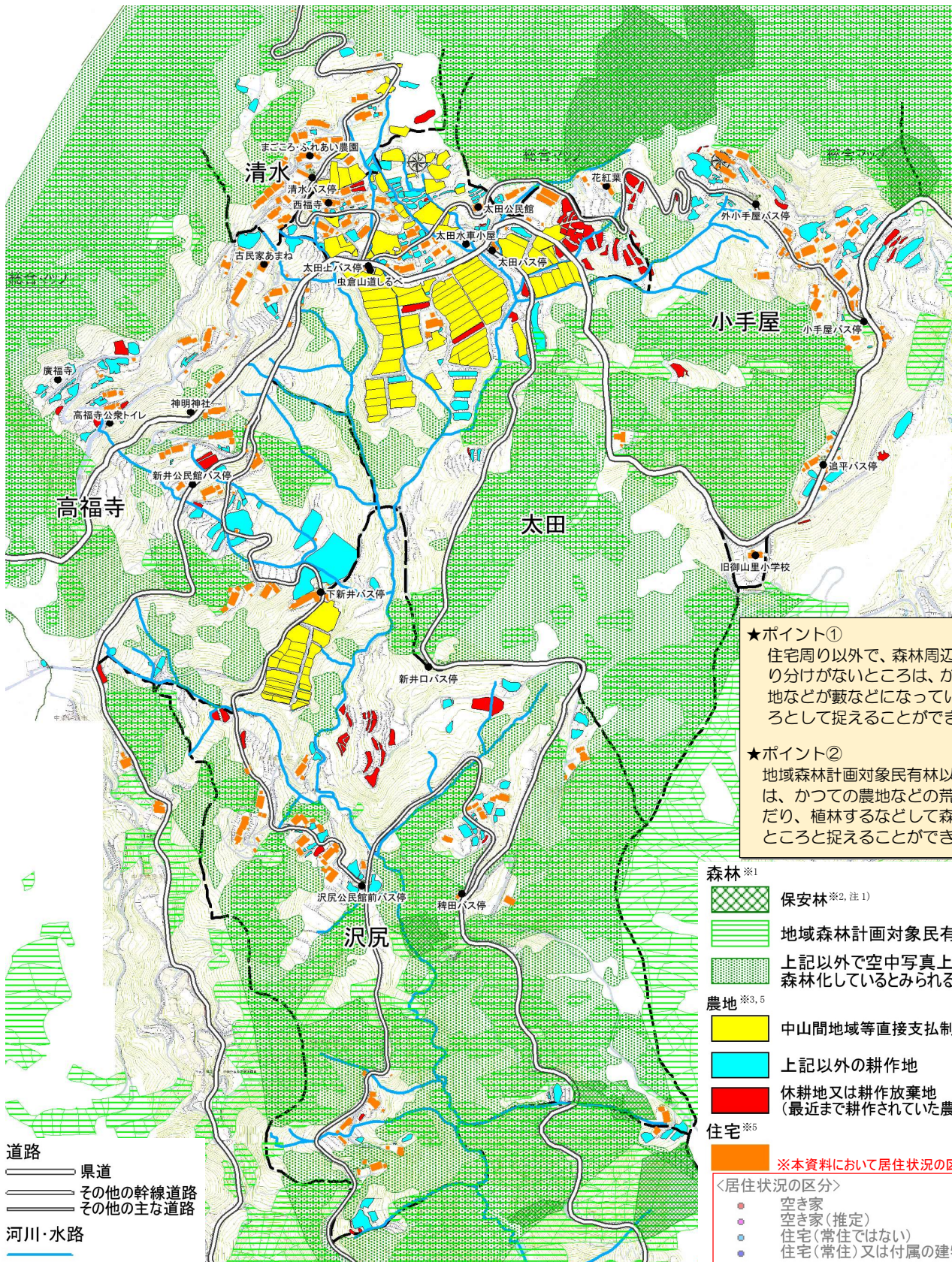
取組の検討や実践には、国や県、市その他各種団体や組織がもてる力（補助制度、人材派遣などの各種支援制度など）を有効に活用しましょう。

方針4 段階的に取り組む

10年単位で、将来の動向を見据えながら、土地の利用や管理のあり方を考え、段階的に取り組みましょう。

方針5 “私の”行動につなげる

地域全体で取り組むべきことや守るべきルールを明らかにしたうえで、それぞれに何ができるか、どういう関わり方があるか、一人ひとりが自分事として考え、行動していきましょう。



★ポイント①
住宅周り以外で、森林周辺の色の塗り分けがないところは、かつての農地などが藪などになっているところとして捉えることができます。

★ポイント②
地域森林計画対象民有林以外の森林は、かつての農地などの荒廃が進んだり、植林するなどして森林化したところと捉えることができます。

- 森林** ※1
- 保安林 ※2, 注1)
 - 地域森林計画対象民有林 ※2, 注2)
 - 上記以外で空中写真上で森林又は森林化しているとみられる範囲
- 農地** ※3, 5
- 中山間地域等直接支払制度協定締結農地 ※4, 注3)
 - 上記以外の耕作地
 - 休耕地又は耕作放棄地 (最近まで耕作されていた農地)
- 住宅** ※5
- ※本資料において居住状況の区分は非表示
- <居住状況の区分>**
- 空き家
 - 空き家(推定)
 - 住宅(常住ではない)
 - 住宅(常住)又は付属の建物等

- 道路**
- 県道
 - その他の幹線道路
 - その他の主な道路
- 河川・水路**

※1 空中写真 (2017 年) から森林又は森林化している範囲を判読して落とし込み ※2 信州くらしのマップ (2019 年 9 月)
 ※3 空中写真 (2017 年) から区画として捉えられる農地を判読して落とし込み ※4 長野市中条支所提供資料
 ※5 全戸調査 (2018 年) 及び第 1 回ワークショップの成果 ※6 ベース図は長野市総合マップ

注 1) 「保安林」とは、森林法第 25 条に基づき、水源のかん養や土砂の流出・崩壊の防備などの公益目的を寄与する民有林を国又は県が指定できる制度です。指定されると、税制上の優遇措置が受けられる一方、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限されます。

注 2) 「地域森林計画対象民有林」とは、森林法第 5 条に基づき、10 年を 1 期として県が策定する地域森林計画 (森林の整備及び保全に関する事項等が定められています) の対象となる民有林のことです。立木の伐採や開発行為を行う場合は、県知事の許可や市町村長への届出等が必要になります。

注 3) 「中山間地域等直接支払制度」とは、農業の生産条件が不利な地域において、集落等の単位で、農地を維持・管理していくための協定を締結し、それに基づく農業生産活動等を行う場合、農地の面積に応じた交付金が協定参加者に直接支給される制度です。交付金は地域の実情に応じ、協定参加者の話し合いによって、幅広い用途に活用できます。伊折区では、栃倉と田沢沖の 2 か所が対象となっています。

4. 地域づくりの取組とルール

(1) 地域全体の取組内容

地域づくりの目的に向けて、地域管理構想図をふまえて実践する取組を検討し、整理しました。

① 地域の景観を象徴する“栃倉の棚田”をみんなで守り継ぐ「集落営農」の取組

栃倉の棚田は、地域の景観の象徴（共有財産）として守るべき意義がとくに大きく、行動計画表として具体的に整理しました。

取組目標：10年後も栃倉の棚田（景観）の維持・継承できる体制・しくみの構築

項目	着手時期（2020年度～2030年度）				地域内住民		地域外住民		組織・団体			行政					専門家	備考
	着手済	来年度から 2021年度～	5年以内 ～2025年度	5年目以降 2026年度～	所有者	その他	関係者	その他	事業者	自治協	その他	中条支所	長野市	長野県	国	その他		
ア 所有者の将来意向の把握	○																	中山間地域等直接支払制度（R02～）
イ 鳥獣被害対策		○			○		○						○					外周電気柵の共同作業としての実施
ウ 農業機械の共同購入		○			○		○						○					乾燥機の購入
エ 地域の心の拠り所としての認識の共有・伝承		○			○	○	○	○		○		○	○					次世代への伝承
オ 地域住民や移住希望者の耕作希望の把握			○			○	○	○										
カ 所有者の以外の耕作希望者の募集				○		○	○	○										
キ 集落営農組織化				○	○	○	○	○			○							20年先を見据えて
ク 栽培作物・手法の統一化				○	○	○	○	○									○	
ケ 販路の確保				○	○	○	○	○	○					○				

② 継続的な検討が必要な取組

上記①のほかにも、取組の意見が提示されました。こうした意見をふまえて、栃倉の棚田以外にも、今後、こういった取組を行っていくのか、どう実践に向けて具体化していくのか継続的に検討していきます。

<p><地域外の人に伊折の魅力を知らってもらうための取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食育などをテーマにした情報発信やイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林資源の活用などに関する勉強会の実施
<p><地域外から耕作意欲のある人を呼び込むための取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内で貸し出し意思のある所有者（農地）の確認・情報の整理 ○ 市営住宅の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家バンク（集落再熱プロジェクト）での物件情報として耕作できる農地の情報提供 ○ 旧御山里小学校の利活用
<p><放置されないようにするための土地利用・管理の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヤギ等の放牧による除草の検討（栃倉の棚田など） ○ 耕作放棄地のコウゾの栽培、紙すき製品づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 藍染め用のアイや野沢菜、ソバ等の栽培（栃倉の棚田など） ○ スギ林の間伐や間伐材の利用（燃料など）
<p><景観づくりの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヤマザクラの手入れ 	

(2) 地域全体で共有しておきたいこと

地域の将来を考え、今後、地域全体で共有しておきたいことを整理しました。当たり前と思われることも含め、これらの内容を、もともと区内に住んでいる住民はもとより、移住者やこれから移住しようとしている人、区外に出た子供たちなど地域に関わる人と共有しておくことによって、お互いの理解を深め、共同・共助で持続可能なよりよい地域づくりにつなげていきます。

— 地域で共有しておきたい5つのこと —

その1 大切な景観を守るために、景観を壊してしまう土地利用は慎重に!

例) 棚田周辺への太陽光パネルやビニールハウスなどの設置など

その2 移住者が後から戸惑うことがないように、参加してもらいたい共同作業や役回り、この「共有しておきたい5つのこと」など、地域内で当たり前のことも含めて、移住者が移り住む前に必ず伝達を!

例) 側溝掃除や草刈りなどの共同作業の時期や頻度、消防団や自治会の活動への協力(役回り)、区費の支払いなど

その3 森林や農地の維持管理が困難になってきたら、地域の人に相談を!

例) 体力的につらくなってきたとき、仕事や家庭の事情で難しくなってきたとき、この地を離れなければいけなくなったとき など

その4 この地を離れるときは、引っ越す前に、引っ越すことや土地や建物のその後について、地域の人にもひと言!

例) 土地や建物の所有や管理をどうしたいのかなどの意向、土地や建物の処分をどうしたらよいかなどの相談 など

その5 年に一回は地域のことをみんなで話し合う機会を!

例) 地域づくりで今取り組んでいること、これから取り組みたいこと、地域のなかでの困り事や相談事、その他地域のみなどと共有しておきたいこと

5. 取組の実施体制

『いおりの地域づくりみらい戦略』は、これを策定して終わりではなく、目的や取組方針を共有し、具体的な取組を実践していくことが大事です。

本書では、栃倉の棚田をみんなで守り継ぐ「集落営農」の取組については、この先10年間の展開まで行動計画として整理することができました。2020（令和2）年度には、この棚田で複数の農業者が参画する中山間地域等直接支払制度に基づく集落協定が締結され、共同活動に取り組む組織「伊折の棚田を守る会」も立ち上がりました。

まずはこの組織と地区内ですでに同様の協定を締結している田沢沖の「田沢沖耕作組合」を中核にして、少なくとも年に1回は地域のことを語る会を開催し、本書にまとめた内容をもとに、地域づくりについて話し合う場を設けていきたいと考えています。

<開催時期>

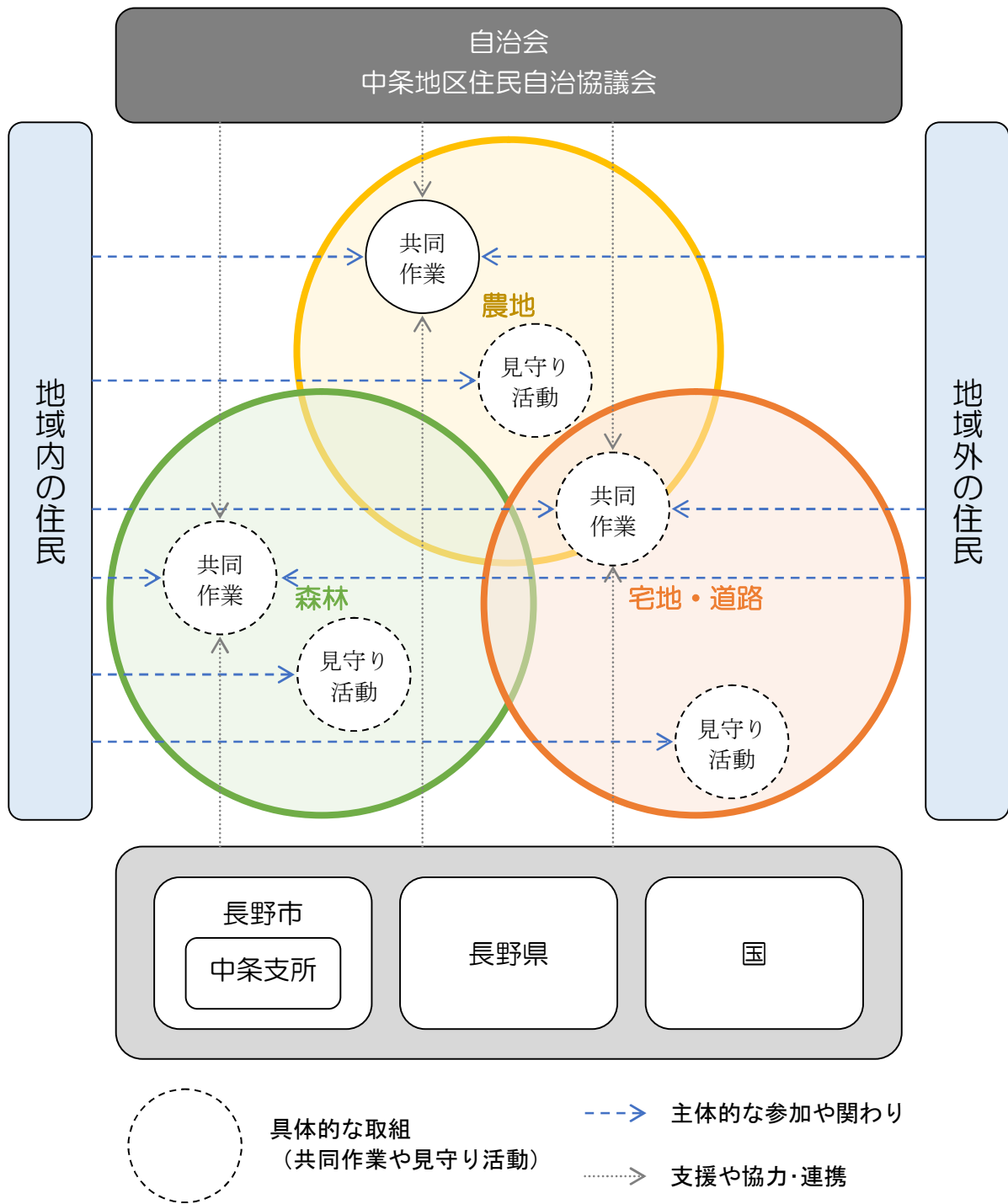
- ・毎年度収穫期を終えた秋ごろ

<参集対象者>

- ・伊折区の住民、土地の所有者及び利用者（耕作者）、地区外に住む子供たち
- ・その他地域づくりの思いを共有する人々

<話し合いの内容>

- ・地域や土地の利用・管理に関する情報の集約と共有
例）管理が難しくなった土地や悪影響や及ぼしそうな土地に関する情報
- ・地域づくりの取組の実施状況や進捗状況の把握・確認
- ・既存の取組の改善（行動計画表の改定等）
- ・今後の地域づくりや土地の利用・管理に関する新たな取組内容の具体化
- ・『いおりの地域づくりみらい戦略』の見直し 等



地域づくりの活動展開イメージ

いおりの地域づくりみらい戦略

策定	2021（令和3）年3月
検討	いおりのみらいワークショップ参加者
協力	国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室
